

## 独立行政法人経済産業研究所懲戒手続規程

平成20年4月15日  
規程第39号

改正 平成29年10月6日 平成29・10・5独経研第5号  
改正 令和2年12月25日 令和2・12・24独経研第3号

### (趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人経済産業研究所就業規則（規程第1号）及び独立行政法人非常勤職員就業規則（規程第2号）に定める職員（以下「職員」という。）が、当該就業規則又は独立行政法人経済産業研究所（以下「研究所」という。）の諸規程若しくは理事長が定めた規程、細則等において職員が遵守すべきものとされている事項に違反したときにおける、職員に対する懲戒の手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (懲戒の原則)

- 第2条 理事長は、第5条の懲戒審査委員会の審査を経て、懲戒処分を行うものとする。
- 2 懲戒処分は、独立行政法人経済産業研究所職員就業規則（規程第1号）第55条、独立行政法人経済産業研究所非常勤職員就業規則（規程第2号）第8条ただし書き及び独立行政法人経済産業研究所服務規程（規程第22号）第13条に規定する懲戒事由（以下「懲戒事由」という。）に該当する行為でなければ、これを行うことができない。
  - 3 懲戒事由を、その制定前の事案に対して遡及して適用してはならない。
  - 4 懲戒処分は、同一の事案に対して、重ねて行うことはできない。
  - 5 懲戒処分は、同じ程度の事案に対して、懲戒の種類及び程度が異なってはならない。

### (懲戒処分の量定)

- 第3条 懲戒処分の量定（以下「処分量定」という。）の決定に当たっては、非違行為の種類及び程度、その他次に掲げる事項を総合的に考慮のうえ、相当なものとしなければならない。
- 一 非違行為の動機、態様及び結果
  - 二 故意又は過失の程度
  - 三 非違行為を行った職員等の職責及び職責と非違行為との関係
  - 四 他の職員等及び社会に与える影響
  - 五 過去の非違行為の有無
  - 六 その他日頃の勤務態度及び非違行為後の対応
- 2 処分量定については、別表の非違行為に掲げる非違行為の区分に応じ、同表の処分の種類に掲げるとおりとする。ただし、個別の事案の内容によっては、別表に掲げる処分量定以外とすることがある。
- 3 職員等が、独立行政法人経済産業研究所服務規程（規程第22号）第10条に定める理

理事長等に相談し、その指導又は助言に従って行った行為が別表に掲げる違反行為に該当するときは、当該職員等に対して懲戒処分を行わないことができる。

- 4 別表に掲げられていない非違行為についても、別表に掲げる取り扱いを参考として判断し、懲戒処分とすることがある。

(非違行為の調査等)

- 第4条 独立行政法人経済産業研究所職務権限規程（規程第16号）第5条に定めるディレクター（副所長を含む。以下「ディレクター等」という。）は、当該担当する部門（副所長にあつては、同規程第4条第1項の統括する業務の部門をいう。）に所属する職員等（副所長にあつては、同規程第4条第1項の業務）について懲戒事由に該当する非違行為があると思料するときは、速やかに理事長に報告しなければならない。
- 2 理事長は、前項による報告を受けた場合は、当該ディレクター（当該ディレクターが適当でないと思われるときは、懲戒審査委員会）に前項に係る非違行為について調査を要請し、当該調査結果の報告を求めるものとする。
- 3 理事長は、第1項の報告によるほか、懲戒事由に該当する非違行為があると思料するときは、関係するディレクター（当該ディレクターが適当でないと思われるときは、懲戒審査委員会）に当該非違行為について調査を要請し、当該調査結果の報告を求めるものとする。
- 4 ディレクター等は、前3項に規程する非違行為の調査及び報告について、総務ディレクターと密接に連絡をとるものとする。
- 5 非違行為の調査にあたり、懲戒事由に該当する非違行為があると思料した職員等（以下「審査対象職員等」という。）が希望した場合には、当該職員等の希望する職員等についても調査の対象とすることができる。
- 6 理事長は、第1項及び第2項又は第3項の報告により、懲戒事由に該当する非違行為があると思料する場合は、懲戒審査委員会に審査を付託する。

(懲戒審査委員会)

- 第5条 研究所に、職員等に対する懲戒処分に関する審査を行うため、懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の任務)

- 第6条 委員会は、第4条第6項により理事長から付託された事案について、公正かつ中立な立場で、次に掲げる事項について審査を行う。
  - 一 懲戒事由に該当する事案の存否及び内容
  - 二 懲戒の種類及びその程度
  - 三 その他懲戒を行う上で必要な事項
- 2 委員会は、必要に応じて第4条第2項及び第3項の調査を行う。

(委員会の組織)

- 第7条 委員会は、次に掲げる委員（以下「委員」という。）によって組織する。

- 一 理事
  - 二 所長
  - 三 副所長
  - 四 総務ディレクター
  - 五 理事長が指名するディレクター
- 2 委員会は、理事を委員長とし、各委員をもって構成する。
  - 3 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員会に出席することができない。
    - 一 審査対象となる職員等と親族関係にある場合
    - 二 その他公平な審査を行うことが困難であると認められる場合
  - 4 前条のほか、委員が職員等である場合において、自ら審査対象職員等となった場合は、委員会に出席できない。
  - 5 理事長は、委員が第3項及び前項に該当する場合は、代替りの者を指名する。
  - 6 委員長に事故がある場合又は第3項に該当する場合は、委員長が予め指名した者がその職務を代理する。

(委員会の運営)

- 第8条 委員会は、委員長のほか、委員3名以上の出席がなければ、委員会を開き議決することができない。
- 2 委員会は、審査を行う上で必要と認めるときは委員会に参考人を出席させて事情等を聴取し、又は資料を提出させることができる。
  - 3 委員会は、委員長を含む出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長が決定する。
  - 4 委員会の庶務は、総務グループ管理担当が行う。

(委員会の非公開)

- 第9条 委員会は、公開しない。

(秘密漏えいの禁止)

- 第10条 委員長、委員その他委員会に出席したものは、委員会の議事の内容その他委員会で知り得た事項を、他に漏らしてはならない。

(弁明の機会の通知)

- 第11条 委員会は、審査対象職員等に次に掲げる事項を記載した書面を手交し、弁明の機会を与えなければならない。
- 一 審査対象職員等の所属及び氏名
  - 二 懲戒事由に該当する非違行為があると思料する理由
  - 三 口頭弁明の日時及び場所又は弁明書の提出日
- 2 前項の書面を交付できない場合においては、当該審査対象職員等の最新通勤届けの住所に当該書面を発送するものとし、その他民法第97条又は98条に定める意思表示による。

(委員会への出席又は弁明書の提出)

第 12 条 審査対象職員は、口頭弁明の場合において指定された日時に委員会に出席し、書面による弁明の場合においては指定された期日までに弁明書を委員会に提出しなければならない。

(理事長への報告)

第 13 条 委員会は、審査が終了したときは、速やかに理事長に報告しなければならない。

(処分決定までの措置)

第 14 条 理事長は、審査対象職員等を出勤させることが適当でないと認める場合には、必要な期間自宅に待機させることができる。

2 前項の自宅待機に係る期間は、有給とする。

(懲戒処分の決定)

第 15 条 理事長は、委員会からの報告に基づき、懲戒処分の決定を行う。

2 懲戒処分の効力は、当該懲戒処分の対象となる職員等に対し、懲戒処分の内容を記載した懲戒処分通知書（別紙様式 1. 以下「通知書」という。）を手交したときに発生するものとする。

3 前項の通知書を手交できない場合において、当該職員等の最新の通勤届の住所に通知書を発送するものとし、その他民法第 97 条又は 98 条に定める意思表示による。この場合において、前項の適用については同法の定めるところによる。

(懲戒処分の概要の公表)

第 16 条 理事長は、次の各号に該当する懲戒処分は、公表するものとする。

一 職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分

二 職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、解雇、又は停職である懲戒処分

2 理事長は前項の場合において、事案の概要、処分量定及び処分年月日ならびに職名等の被処分者の属性に関する情報を、個人の識別されない内容のものとするを基本として公表するものとする。

3 理事長は被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合、軽微な事案である場合等においては、前二項の規定にかかわらず、公表の内容の全部又は一部を公表しないことができる。

4 理事長は、懲戒処分を行った後、速やかに公表するものとする。ただし、軽微な事案については、一定の期間ごとに一括して公表することができる。

(手続の特例)

第 17 条 理事長は、懲戒処分事由に該当することが客観的に明白であって、かつ、緊急に懲戒解雇を行う必要がある場合に限り、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、委員会の審査を経ないで懲戒処分を行うことができる。

(雑則)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、懲戒の手續について必要な事項は、理事長が別に定める。

附則（平成 20.04.14 独経研第 13 号）

この規程は、平成 20 年 4 月 15 日から施行する。

附則（平成 29・10・5 独経研第 5 号）

この規程は平成 29 年 10 月 6 日から施行する。

附則（令和 2.12.24 独経研第 3 号）

この規程は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

別紙様式 1

懲戒処分通知書

被処分者 氏名（ふりがな）	（雇用身分及び業務内容）
処分の内容          処分理由 （この欄に記入しきれない場合には、別の用紙に記載して添付するものとする。）          根拠規程	
処分発令日  年      月      日   <p style="text-align: center;">独立行政法人経済産業研究所 理事長</p>	